明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令（経済産業七八）　一
○電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款において定めるべき事項等に関する省令（同七九）　四
〔告　示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学九七）　六
○労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（厚生労働二六六）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三〇
特殊法人等
平成二十七年度地方公共団体金融機構財務諸表、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

省　令

○経済産業省令第七十八号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第十八条第一項本文の規定に基づき、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令を次のように定める。

平成二十八年六月二十七日　経済産業大臣　林　幹雄

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令

目次

第一章　用語の意義（第一条）
第二章　託送供給約款料金原価等の算定（第二条―第十三条）
第三章　託送供給約款料金の算定（第十四条）
第四章　雑則（第十五条・第十六条）
附則

第一章　用語の意義

第一条　この省令において使用する用語は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）第五条の規定による改正後のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「新ガス事業法」という。）、ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）、ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）、一般ガス事業供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第十六号）及びガス事業託送供給収支計算規則（平成十六年経済産業省令第百二号。以下「託送収支規則」という。）において使用する用語の例による。

第二章　託送供給約款料金原価等の算定

（原価等の算定）

第二条　電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文に規定する一般ガス事業者（以下単に「一般ガス事業者」という。）は、当該一般ガス事業者の事業年度の開始の日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原価算定期間」という。）を定め、当該原価算定期間において一般ガス導管事業等（一般ガス導管事業（最終保障供給を行う事業を除く。）及び新ガス事業法第五十五条第一項に規定する特定ガス導管事業をいう。以下同じ。）を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定しなければならない。

2　原価等は、第四条の規定により算定される営業費の額、第五条の規定により算定される営業費以外の項目の額及び第六条の規定により算定される事業報酬の額の合計額から第七条の規定により算定される控除項目の額を控除して得た額とする。

（一般ガス導管事業等の需要想定）

第三条　一般ガス事業者は、一般ガス導管事業等に関連するガス需要計画及び設備投資計画を、供給計画（改正法第五条の規定による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき届け出た供給計画をいう。）、需要想定及び事業環境の将来の見込みに基づき策定し、様式第一第一表及び第二表に整理しなければならない。

（一般ガス導管事業等の営業費の算定）

第四条　一般ガス事業者は、一般ガス導管事業等の営業費として、別表第一第一表（1）から（3）までに掲げる項目ごとに、同表（1）から（3）までに掲げる方法により算定される額を、様式第二に整理しなければならない。